

令和4年8月1日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社 カネウミ
業者の住所：愛知県名古屋市南区加福町3丁目1番地1
- 指名停止措置期間：令和4年8月1日から令和4年10月31日まで（3ヵ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事実概要：
（株）カネウミは令和4年7月1日開札の中部地方整備局公告「鉄屑外壳払（清水港）」の一般競争入札において、落札決定後に契約辞退を申し出た。
辞退理由の事実確認を行ったところ、誤ったアルミ屑の数量に基づき算出された金額により入札を行い落札に至ったが、落札金額での買受けが不可能となったものである。
- 指名停止措置理由：
（株）カネウミが落札決定後に契約の辞退を申し出たことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）（以下「指名停止等措置要領」という。）別表第2第15号（下記参照）に該当する。
よって、本件については指名停止3ヵ月とする。

<指名停止等措置要領 別表第2>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ、名古屋港記者クラブ

問い合わせ先

中部地方整備局総務部
経理調達課長 吉村 健 電話 052-209-6316(ダイヤル)